

小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請における  
個人番号（マイナンバー）の確認について

平成 28 年 1 月からマイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号））の施行に伴い、法に定められた行政手続（社会保障、税、災害対策分野）において、個人番号（マイナンバー）の利用が開始されました。

このため、小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る申請に当たっては、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

\* 今までに、申請書にマイナンバーを記載し、本人確認等をされている場合は不要です。

- 1 申請書に記載いただく必要のある個人番号(12桁)は、次の①～③に該当する方の個人番号です。

- ① 申請者(保護者)
- ② 受診者
- ③ 受診者と同じ医療保険に加入している被保険者

(補足)③の被保険者について

医療保険の種類	被保険者に該当する者
国民健康保険(市町国保)、 国民健康保険組合(土建国保、 建設国保、医師国保 等) の場合	医療保険証の記号・番号が同じ方 <u>全員</u>
被用者保険(全国健康保険協会、 健康保険組合、共済組合 等)の場合	受診者の医療保険証に被保険者として記載 されている方(通常は①の申請者と同じ方)

- 2 申請の際、窓口で申請者の本人確認(番号確認・身元確認)を行います。

個人番号の利用に当たって、他人の成りすまし防止のため、申請の際に厳格な本人確認(個人番号確認・身元確認)が義務付けられています。

なお、申請者以外の方が窓口で申請手続きをする代理人申請の場合(例 申請者(被保険者)＝父、申請手続きをされる方＝母)は、代理人の代理権の確認も必要です。

- ▶ 窓口に来られた方が 申請者本人 の場合、  
「申請者の番号確認」、「申請者の身元確認」を行います。
- ▶ 窓口に来られた方が 申請者の代理人 の場合、  
「申請者の番号確認」、「代理人の身元確認」、「代理権の確認」を行います。

### 3 各確認書類について

<p align="center"><b>個人番号確認書類</b></p>	<p>個人番号カード(両面)、通知カード、個人番号が記載された住民票(の写し)</p> <p>※ 通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続が行われている場合に限り、利用可能。</p>
<p align="center"><b>身元確認書類</b></p> <p>( 代理人申請の場合、 <b>代理人</b>の身元確認書類)</p>	<p>《次の書類(顔写真入りのもの) 1点》</p> <p>個人番号カード(両面)、運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など</p> <p>《上記書類でない場合、次の書類 2点》</p> <p>医療保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 など</p>
<p align="center"><b>代理権確認書類</b></p> <p>(代理人申請の場合のみ)</p>	<p>委任状</p>

※ 郵送での申請の場合、各確認書類の写しを、申請書類と一緒に送付してください。

その際、個人番号カードの写しを確認書類とする場合は、表面についてはカード交付時に渡されたカードケースに入れた状態(臓器提供の意思表示欄が隠れた状態)で写しをとり、裏面は、カードケースから出した状態(裏面全てが見える状態)で写しをとってください。

各確認書類の写しについては、確認した後、廃棄させていただきます。

### 4 お問い合わせ先

保健福祉事務所名	住所	連絡先	管轄する市町
東讚保健福祉事務所	〒769-2401 さぬき市津田町津田 930-2	(0879)29-8264	さぬき市、 東かがわ市、 三木町、直島町
小豆総合事務所	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	(0879)62-1373	小豆郡
中讚保健福祉事務所	〒763-0082 丸亀市土器町東 8- 526	(0877)24-9963	丸亀市、坂出市、 善通寺市、仲多度郡、 綾歌郡
西讚保健福祉事務所	〒768-0067 観音寺市坂本町 7-3 -18	(0875)25-3082	観音寺市、三豊市
県子ども家庭課	〒760-8570 高松市番町四丁目1番 10号	(087)832-3285	